

8月1日
からの

介護保険制度改正のお知らせ

一定以上所得者の利用者負担の見直し

65歳以上で町民税を課税されている方のうち、一定以上の所得がある方については、利用者負担が**1割から2割**になります。要支援・要介護認定を受けている方には、7月初旬～中旬に「介護保険負担割合証」を郵送しています。サービスを受ける際は、被保険者証とあわせて事業所や施設の窓口へ提出してください。

【一定以上所得者（2割負担となる方）】

本人の「合計所得金額」が160万円以上の方
※ただし、次の方は、2割負担にはなりません（1割負担のまま）。

- ・同一世帯内の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が、単身で280万円未満
- ・同一世帯内の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が、2人以上の世帯で346万円未満

特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件変更

町民税非課税世帯の方は、施設サービスの居住費と食費について、自己負担の上限が設けられており、この上限を超えた場合、申請により「特定入所者介護（予防）サービス費」が給付されます。制度改正により、この給付を受けるための**要件が変更**されます。

【追加された要件】

- ・預貯金等が単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下であること
- ・世帯分離している配偶者の所得を同一世帯のものとして算定

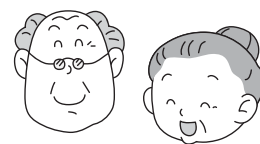
施設入所の部屋代の負担変更

特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する課税世帯の方等は、室料相当の額を負担していただくこととなります。具体的な相部屋代の負担額は各施設にお問合せください。

高額介護（予防）サービス費の基準額等変更

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担が高額となり一定額を超えた場合、申請により「高額介護（予防）サービス費」が給付されます。制度改正により、「現役並み所得者に相当する方」の**自己負担限度額が44,400円（月額）**に引き上げられます（改正前の限度額37,200円（月額））。

区 分	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯） <新設>
世帯内のどなたかが町民税を課税されている方	37,200円（世帯）
世帯の全員が町民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
老齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）



【現役並み所得者に相当する方とは】

同一世帯に「課税所得」145万円以上の65歳以上の方がいる方

※ただし、下記に該当する場合は「現役並み所得者に相当する方」の区分に該当しません（申請が必要）。

- ・同一世帯内の65歳以上の方の収入が、単身世帯で383万円未満
- ・同一世帯内の65歳以上の方の収入が、2人以上世帯で520万円未満

■ 問合せ 保健福祉課 ☎47-8009